

埼玉県吉見浄水場安全衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を図るため、埼玉県企業局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定に基づき、埼玉県吉見浄水場安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は場長が指名する委員6名（委員長を除く。）で構成する。ただし、その半数は、埼玉県職員組合企業局支部吉見分会から推薦された者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、場長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 場長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を指名するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、年4回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたととき、又は、2分の1以上の委員から請求があったときは、委員会を開催することができる。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、審議の結果を速やかに、関係者に周知させるものとする。

(部会)

第8条 委員会は、特定の事項を調査審議するために、部会を設けることができる。

2 部会は、部会長及び若干の部会員をもって構成し、委員長が委嘱する。

3 部会長は、部会の事務を統括し、調査に関し必要があるときは、関係機関に資料提出等の協力要請ができるものとする。

4 部会は、委員長から付託された特定の事項について、速やかに調査検討し、委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の総務は、総務部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。